

■令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の取り扱い等につきまして、保険者の判断により、保険料の徴収猶予・減免等並びに一部負担金の徴収猶予・減免を実施できることとされており、今般、対象となる保険者が示されました。今回の猶予措置の取扱期間は、令和2年1月末調剤分等まで実施される予定です。

なお、一部負担金の徴収猶予・減免の取扱いに当たっては、下記について求められております。


- ①被保険者証等により適用対象地域の市町村であることを確認
- ②患者の申し立ての内容を調剤録等に記録しておくことが必要
- ③患者に対して、後日保険者から確認がある旨を伝える

また、保険薬局等での周知に関して、当該都県ごとにリーフレットが作成されました。本会ホームページ(トップページ>台風19号災害情報)に掲載しましたので、薬局内掲示、窓口での配布等をお願いします。

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
令和元年10月18日時点

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。**

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者 令和元年10月19日17時現在（今後随時更新）で長野県が把握している対象保険者（厚生労働省の発表と異なる場合がありますが、こちらが最新情報です）

〔長野県〕
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（介護保険は確認中）、南牧村（国保のみ）、南相木村、佐久穂町、長和町、下諏訪町、富士見町（国保は確認中）、原村（国保は確認中）辰野町、麻績村、生坂村、小布施町、高山村、飯綱町、
長野県建設国保組合、長野県後期高齢者医療広域連合
〔上記以外に、一部の健保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。〕

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。**

○ **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**